

第3回武蔵野市特別職報酬等審議会会議要録

■日時：令和6年12月16日（月）午後6時30分～7時38分

■場所：市役所4階 413会議室

■出席者：高橋会長、森会長代理、井澤委員、伊藤委員、坂井委員、土屋委員、富澤委員、
中嶋桂委員、中嶋伸委員、吉川委員
総務部長、人事課長、人事課課長補佐（人事係長）、給与厚生係長

会議内容

1 開会

2 議事

（1）答申（案）について

【会 長】事務局から答申（案）について説明をお願いします。

○事務局より次の資料について説明を行った。

「令和6年度武蔵野市特別職報酬等審議会答申（案）」及び「特別職の報酬等改定案について」の説明において、特別職の給料月額を直近で改定して以降の改定率約3%（平成23年度からの常勤一般職の給与について都人事委員会勧告の累積改定率）、議員の報酬月額を直近で改定して以降の改定率約2%（平成8年度からの常勤一般職の給与について都人事委員会勧告の累積改定率）などの改定案について説明を行った。

【会 長】前回までの議論から、今回は増額させる額について、年収をベースとした増額と、給料月額の増額についてどう考えるかご意見をいただきたい。また、後ほど、退職手当についてもご意見を伺う。

【委 員】改定による増額は、いずれにしてもなかなか大きな金額である。

【委 員】給料月額の3%増額で良い。年収ベースで3%の増額とは考えていない。

【委 員】期末手当の増額との関係を考えても給料月額の増額がわかりやすい。

【委 員】議員は給料でなく報酬だが、その性質の違いを考えるとさらに複雑になる。

【委員】議員提案の条例を成立させたであるとか、報酬は成果に対して支払われるべきだと思うが、議員の期末手当の支給月数が常勤一般職に連動して上がるというのは理解が難しい。

【会長】事務局から説明はあるか。

【事務局】市の常勤一般職の期末手当については東京都の人事委員会勧告を参考に決定している。特別職や議員については、市の常勤一般職の月数に準じて決めている。

【委員】年俸制の報酬は、賞与が出ない形や、賞与も含めて年俸を決める場合などあるが、議員の報酬は少し異なる性質のように思う。

【委員】報酬月額を上げたらもう戻せないのか。

【会長】下げる改定もあるので、上げたら元の額に戻せないということはない。

【委員】議員については報酬なので年収で考えるものだろうが、決め方そのものを話すタイミングではないと考える。今回の報酬審で分かりやすく説明できるようにするために、給料月額で3%、報酬月額で2%がふさわしい。特に議員報酬の決め方そのものをどうするかは、いずれ考えるべきだろう。

【委員】給料月額3%引き上げの方がわかりやすい。

【会長代理】給料月額・報酬月額の増額で良い。議長は職務の状況から市長・副市長の増額の率に合わせ、副議長・議員と差を設けるという意見がこれまでの議論で出されており、それで良いのではないか。

【会長】議員については報酬や期末手当について何か考え方はあるか。

【事務局】第1回で配布した資料に「武蔵野市議会議員の議員報酬等に関する条例」があり、その中で議員報酬と期末手当について支給する旨規定されている。

【会長】期末手当の支給も含めて条例で決まっているということか。

【事務局】地方自治法で、各自治体の議員の期末手当についても条例で定めることで支給できることとされており、武蔵野市も含め各自治体で条例を定めて支給しているというのが実情である。

【委員】常勤一般職と同じ月数の期末手当を支給しなくてはならないということではない。議案として議会で審議される際に、支給月数については賛成なり反対なりの意見が各議員から出る。

【会長】議員の期末手当について意見はあるが、これまでの意見をまとめると市長・副市長等の給料月額を3%増額、議長の報酬月額を市長・副市長等と同様に3%増額、副議

長および議員の報酬月額を2%増額ということである。

続いて退職手当及び前回の議論であった政務活動費について事務局から説明をお願いする。

【事務局】給料月額を3%上げると退職手当も増額となり、市長は496,000円、副市長は312,000円、教育長、代表監査委員もそれぞれ増額となる。第1回の資料でお示ししたとおり、多摩26市の中での退職手当の支給水準は、もっと高い団体もあれば、低い団体もある状況である。政務活動費についても、多摩26市の中でもばらつきがあり、武蔵野市は6番目である。政務活動費を報酬等審議会の諮問事項にしているのは26市中5市である。

【委員】人口や広さを考えれば政務活動費が異なるのはわかる。チラシ等も何部印刷するのか、そこから異なってくる。

【会長】特別職の給料月額を上げることで退職手当にも反映するという事は確認できた。他に共有すべき事項はあるか。

【事務局】年収ベースで考えることの可能性も含めて次回以降の議論を待つことになる。

【会長代理】常勤一般職では年収ベースでの給料の考え方は何か議論がなされているのか。

【事務局】常勤一般職については都の人事委員会勧告があるので、その考え方が基準になる。市の部長職については固定なので、年収ベースに近い。

【委員】部長職は給料は上がらないのか。

【事務局】一つの号給に全ての部長が属するので段階的に上がることはない。ベースの給料表が上がれば給料も上がる。皆で拠出する金額を実績に応じて勤勉手当で分配している。

【委員】議員もそれを導入してはどうか。

【委員】議員の評価は難しい。

【会長】議員の評価は結局4年ごとの選挙で示される。

【委員】兼業をしている議員もあり、身近な地域にいない議員は普段何をしているかわからない。ヒアリングで初めて見た議員もいた。

【委員】議員の仕事の見え方は難しい。何をもって評価するのか。議員立法だけとは限らないし、分野ごとの政策の実現など色々あるだろう。全ての議員に聞けばいいということでもないだろうし難しい。

【委員】4年の任期の中でどれだけの成果を上げたのかがわかれば増額も納得できる。

【委員】活動をしてもしなくてももらえてしまう。成果を報告してもらわないとわからない。黙っていてももらえるという仕組みだ。

【事務局】議会基本条例ができて、議会の取り組みを見えやすくするために、市民との意見交換会を開いて議会活動のPRに努めている。また、本会議だけでなく常任委員会もインターネット中継を実施している。

【会 長】他に、付記事項についてだが、近年は2年に1度審議会を開催してきているが情勢の大きな変化があれば開催できるようにするといった記載を前回はしている。

【委 員】その記載で良い。

【委 員】毎年実施しているのはどこか。

【事務局】多くの団体は不定期開催である。

【委 員】臨時開催が可能な書き込みがあれば良い。

【会 長】ベースを2年ごとの開催とし、臨時開催が可能なよう記載する。他に御意見があれば伺いたい。

各委員より、意見なしの旨発言あり。

【会 長】それでは、この第3回の意見を踏まえて、会長・会長代理で打ち合わせし、答申案をまとめる。

令和6年度武蔵野市特別職報酬等審議会を終了する。ありがとうございました。

(終了 午後7時38分)